

労働安全衛生 相談員派遣 制度を

ご利用ください

県では、労働災害や業務上疾病を防止するため、企業が抱えている労働安全衛生の諸問題について、専門家が助言する「労働安全衛生相談員」の派遣制度を実施しています。

対象 西三河地域の事業所

(中小企業基本法に定める中小企業)

相談方法 労働安全衛生相談員が、申し出のあった事業所を訪問し、労働安全衛生に関する助言および職場の安全診断などを行います。

相談員 県が委嘱する労働安全衛生法に定められた労働安全衛生コンサルタントなどの有資格者。

費用 無料

その他 希望する日時、場所です実施し、秘密は厳守します。

申込・問合せ先

西三河事務所産業労働課労政グループ

☎0564-27-2782

労働問題でお困りの 方は労働相談を ご利用ください

職場での悩みごと、困りごとなどあらゆる労働問題に 대응するため、労働相談窓口を開設していますので、お気軽にご相談ください。(費用は無料で、秘密は厳守いたします。)

【一般相談】

相談内容 解雇、賃金、退職金、労働時間、就業規則、労働契約、人間関係などのあらゆる労働問題。

相談方法 来所または電話(専用電話0564-26-6100)

相談時間 午前9時から午後5時30分まで

【巡回相談】

毎月1回、午後1時から午後4時まで西三河事務所職員が高浜市へ出向き、相談に応じます。

7月の相談日

とき 7月12日(水) 午後1時～4時

ところ 高浜市役所市民相談室

問合せ先

岡崎市明大寺本町1の4
県西三河事務所産業労働課労政グループ

☎0564-27-2782

外国人労働者の 適正な雇用と 不法就労の防止に ご協力を

ご協力を

外国人の適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止を図るため、6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、集中的な啓発活動を実施しています。

◆外国人を雇用する際の留意点

①外国人の就労は、就労可能な在留資格をもつ在留期間内の者に限られています。在留資格などの適切な確認をお願いします。

②日本国内で就労するかぎり、日本人、外国人を問わず労働関係法令が適用されます。

③労働条件の確保など適切な雇用管理に努めていただくため厚生労働省では「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を策定し、この活用をお願いします。

④不法就労者を雇用した者やあつせんした者は、「不法就労助長罪」により処罰を受けることがあります。

⑤外国人の採用が可能な場合は、ハローワークへの求人申し込みをお願いします。

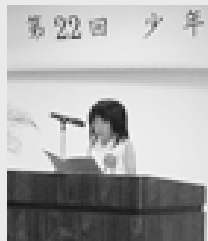
◆外国人雇用状況報告制度

6月1日現在で、外国人を雇用する事業主の方から、その状況を公共職業安定所へ報告していただく制度です。ご協力をお願いします。

問合せ先

刈谷公共職業安定所
☎21-5003

第23回 少年の主張大会開催



これからの国際・情報化社会に生きる子どもたちは、理論的に物事を考える力や広い視野と柔軟な発想力・創造力などを身につけていくことが、特に求められています。

少年の主張大会は、市内の小学生・中学生・高校生が日常生活の中で考えていることや感じていること、あるいは大人や社会に向けての訴えを聞くことにより、青少年の健全育成に対する市民の理解を深めることを目的に開催します。

これからの高浜を担う子どもたちの「声」を聞くよい機会です。ぜひ、ご来場ください。

とき 7月1日(土) 午前9時～10時30分
ところ いきいき広場ホール

問合せ先

国こども育成グループ ☎52-1111 (内線362)

